

【諮問事項】

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）及び同条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

諮詢事項

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例(案)及び同条例施行規則の一部を改正する規則(案)について

【改正理由】

平成26年度に市内において、太陽光発電施設を設置するため、再生砂（土）を使用し2万平方メートルを超える大規模な盛土工事が民間事業者において実施されました。

本市において、現在土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上の埋立てについては、千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（県残土条例）を適用していますが、この（県残土条例）でいう土砂等とは「自然物である土砂」または「これに匹敵するもの」とされていることから、この再生砂（土）に関しては、適用外とされ、現在この条例に準拠した匝瑳市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（市残土条例）においても管理指導の適用外であります。

一方で、埋立てに供用する区域の面積を500平方メートル以上3,000平方メートル未満とする市残土条例において、市の管理指導面積以下の500平方メートル未満で残土が埋立てられた経緯があることから、今回市残土条例の見直しを行い市の管理指導面積を300平方メートル以上とし下限面積を引き下げるとともに、再生砂（土）等についても管理指導を行えるよう埋立て等に関する規制の強化をすることとしています。

また、条例（案）策定の過程においては、県残土条例の適用除外を受け、匝瑳市独自の条例で大規模事業をも規制対象とすべきではないか、との検討もしましたが、既に県残土条例適用除外を受けている県内16自治体に調査依頼を行った結果や千葉県においても、再生砂（土）において検査できる方向で考えていることも鑑み、段階的に法の整備をしていくものとし、まず市として取り組むべきことは、市許可事業である（3,000平方メートル未満の埋立て事業）における埋立て事業の信頼性と埋立てに使用される土砂の安全性を確保することが、市民の安全、安心な生活環境の保全を図る上で必要であると考え、「匝瑳市環境審議会」で

ご審議をいただきたいと思います。

【改正するポイント】

改正する市残土条例（案）の骨子であります、大きく3点ございます。

まず1点目は、現行での条例の土砂等の定義は、「自然物である土砂等」及び「自然物である土砂等に匹敵するもの」としていましたが、今回の改正条例（案）では、廃棄物以外のものとする計画ですので、面積要件に該当する全ての埋め立て行為は、この条例の適用となります。

2点目は、埋立てに供する区域の面積の下限値を500平方メートルから300平方メートルに引き下げます。

3点目は、これまで県残土条例に準拠して適用除外としておりました、いわゆる「再生砂等」についても規制ができるよう改正します。

以上3点を骨子として埋立て事業等に関する規制の強化を図ることとします。

(土砂等の定義について)

新 条 例	現 行 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外の物で、土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為の用に供するものをいう。</p> <p>(2) 土砂等の埋立て等 土砂等 _____による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。</p>

解 説

現行の条例の「土砂等」の定義は、「自然物である土砂等」と「自然物である土砂等に匹敵するもの」としていたが、改正後の「土砂等」の規定は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものとし、再生砂等を対象として加えたものである。

参 考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（（昭和45年法律第137号）第2条第1項

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液体のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。なお、「自然物である土砂等」とは山砂とし、「自然物である土砂等に匹敵するもの」とは建設発生土等をいう。

(面積要件について)

新 条 例 (改正後)	現 行 条 例 (改正前)
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 小規模埋立て等 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときには、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が<u>300平方メートル以上</u>3,000平方メートル未満であるものをいう。</p> <p>2 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が<u>300平方メートル未満</u>であつても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接する土地において土砂等の埋立て等が行われている場合に、これらの土砂等の埋立て等について、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等の着手時期その他の規則で定める事項を勘案して一体性を有すると認められるときは、これらの土砂等の埋立て等を一の土砂等の埋立て等とみなして、<u>前項第3号</u>の規定を適用する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>2 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が<u>500平方メートル未満</u>であつても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接する土地において土砂等の埋立て等が行われている場合に、これらの土砂等の埋立て等について、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等の着手時期その他の規則で定める事項を勘案して一体性を有すると認められるときは、これらの土砂等の埋立て等を一の土砂等の埋立て等とみなして、<u>前項第2号</u>の規定を適用する。</p>

解 説

現行条例（改正前）では、500m²以上3,000m²未満であり3,000m²以上は千葉県残土条例としている。

新条例（改正後）では、300m²以上3,000m²未満を対象として、規制の強化を図るものである。

参 考

県内で「300m²」としている市は6市ある。（市川市、野田市、習志野市、市原市、我孫子市、袖ヶ浦市）

(安全基準について)

新 条 例	現 行 条 例
(土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準) 第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、 <u>規則で定める</u> 。	(土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準) 第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、 <u>県条例第7条に規定する安全基準とする</u> 。

解 説

現行条例に規定する安全基準に新たに水素イオン濃度の項目を追加し再生砂等に対する規制を図る。また、水素イオン濃度については、水質汚染防止法を適用し5.8以上から8.6以下として安全で適正な管理を行う。

参 考

水質汚濁防止法 排水基準を定める省令

第1条(排水基準)で定める別表第二、海域以外の公共用水域に排出されるものを根拠とした。

安全基準について 施行規則（第2条の2、第10条、第12条関係）

別表第1

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102(以下「K0102規格」という。)5.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	K0102規格3.8に定める方法(K0102規格3.8.1.1に定める方法を除く。)
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。)付表1に掲げる方法又はK0102規格3.1.1に定める方法のうちガスクロマトグラ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、検定方法付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	K0102規格5.4に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	K0102規格6.5.2に定める方法
ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては、K0102規格6.1に定める方法、農用地に係るものにあっては、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準付表2及び検定方法付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準付表3に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125(以下「K0125規格」という。)の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1.1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

シスー1.2ージ クロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1.1.1-トリク ロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.1.2-トリク ロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチ レン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチ レン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.3-ジクロロ プロパン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	K0125規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	K0102規格34.1に定める方法又は環境基準付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	K0102規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	K0102規格12・1に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業（条例第9条第1号に規定する公共事業をいう。）のうち市長が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふつ

素及びほう素に係る中欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。

3 基準値の欄中「検出されないこと。」とは測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

5 ふつ素の項目について、環境基準付表6に掲げる方法による測定は、検液中に懸濁物質及びイオシンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する場合にあっては、当該方法と併せてK0102規格34.1に定める蒸留操作を行うものとする。この場合において、当該蒸留操作は、平成3年環境庁告示第46号の例によるものとする。

6 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。

(1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。

(2) 純水又は塩化カリウム液(1N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてペーハー7.0に調整したもの)を50ミリリットル加える(土:純水又は塩化カリウム液=1:2.5とする。)。

(3) (2)によりペーハーを調整した試料液を攪拌振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。

(4) 結果には「ペーハー(H₂O)又はペーハー(KC1)」と付記し、測定条件を明確にする。

(許可基準について)

新 条 例	現 行 条 例
<p>(許可の基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 第11条第1項第6号に規定する搬入計画における小規模埋立て等に使用される<u>土砂等</u>が採取土砂の場合は当該採取土砂の発生場所が特定され、又は土砂等が採取土砂以外のもの場合は当該採取土砂以外のものの発生場所が千葉県の区域内であり、かつ、当該発生場所が特定されていること。</p> <p>(6) ~ (7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>3 略</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) ~ (4)</p> <p>(5) 第11条第1項第6号に規定する搬入計画における小規模埋立て等に使用される<u>土砂等の発生場所</u> _____が特定されてい ること。</p> <p>(6) ~ (7)</p> <p>2 略</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>3 略</p>

解 説

土砂等が採取土砂（山砂等）の場合は現行どおり発生場所が特定されていることとし、採取土砂以外（再生砂等）については発生場所が千葉県の区域内であり、かつ、当該発生場所が特定されていることとし、これにより再生砂等については規制を行う。

参 考

採取土砂とは、採石法、砂利採取法、千葉県土砂採取条例その他の法令及び千葉県条例に基づき許認可がされた採取場から採取された土砂及びこれに混入し、又は吸着したもの。

(安全基準について(施行規則))

新 施 行 規 則	現 行 施 行 規 則
<p><u>(安全基準)</u></p> <p><u>第2条の2 条例第6条の安全基準(第3項に定めるものを除く。)</u> は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>3 小規模埋立て等に使用される土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物に限る。この項及び第4条第3号において同じ。)の性質に関する条例第6条の安全基準は、当該土砂等が建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に区分されることとする。</p>	

解説

新条例(案)第6条中規則で定めるとしている安全基準は現行の安全基準に新たに水素イオン濃度の項目を追加し、当該土砂が再生資源の利用、当該土砂等が建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に区分されることと/orすることとする。このことにより再生砂との区別を図る。

参考

第1種建設発生土とは 砂、れき及びこれらに準ずるもの。第2種建設発生土は、砂、れき質土及びこれらに準ずるもの。第3種建設発生土は、通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの。

(適用除外について)

新 施 行 規 則	現 行 施 行 規 則
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) <u>自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築</u> (当該建築物の敷地が都市計画区域 (都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。以下この号において同じ。) 内にある場合は建築基準法 (昭和25年法律第201号) に基づく建築確認を受けて、又は都市計画区域外にある場合は同法に基づく建築確認を受けて若しくは建築工事届を届け出て行う建築をいう。) を行おうとする者が、土砂等 (発生場所が特定されている土砂等で、当該土砂等の性質が建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に区分されるものに限る。) により行う当該建築物の敷地に係る1,000平方メートル未満の小規模埋立て等。ただし、1,000平方メートル未満の小規模埋立て等であっても、当該小規模埋立て等を行う日前1年以内に、当該小規模埋立て等に供する区域 (以下この号において「当該小規模埋立て等区域」という。) の土地に隣接する土地において小規模埋立て等が行われ、若しくは現に行われている場合又は当該小規模埋立て等区域と一体をなす土地内で小規模埋立てが既に行われ若しくは現に行われている場合は、当該小規模埋立て等区域と合算した面積が1,000平方メー</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) ~ (2)</p>

トル以上となるものは除く。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が認める事業

解説

新条例（案）で対象面積を300m²以上からとしたことから申請等の市民負担等の軽減をはかるため、自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築する事案については、1,000m²未満の小規模な埋立ては、一定の基準を設けて適用除外とする。